

株式会社みずほ銀行が実施する 三津橋産業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所(JCR)は、株式会社みずほ銀行が実施する三津橋産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、国連環境計画金融イニシアティブのPIF原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も、併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2023年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

三津橋産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社みずほ銀行

評価者：株式会社みずほ銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社みずほ銀行が三津橋産業株式会社に対して実施する中堅・中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF) (本ファイナンス) について、同行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) の策定した PIF 原則に適合していること、また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォース (PIF TF) がまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標 (SDGs) の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。第 1 原則は、SDGs に資する 3 つの柱 (環境・社会・経済) に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、PIF イニシアティブを組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。みずほ銀行は、中堅・中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、みずほ銀行にそれらを提示している。

JCR は、中堅・中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の 3 要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包摂的で健全な経済」、「経済収れん」の観点から、ポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが、社会的便益を有すると定義されている。
- ② 中小企業は、日本における企業数では全体の 99.7% を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9% にとどまることからわかるとおり、インパクトの発現の仕方や

影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない¹。

- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1 定義

SDGs に資する 3 つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な評価によって、SDGs における資金面の課題に直接対応している。

みずほ銀行は、本ファイナンスを通じ、三津橋産業の持ちうるインパクトについて、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットの観点から、包括的な分析を行った。

この結果、三津橋産業がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

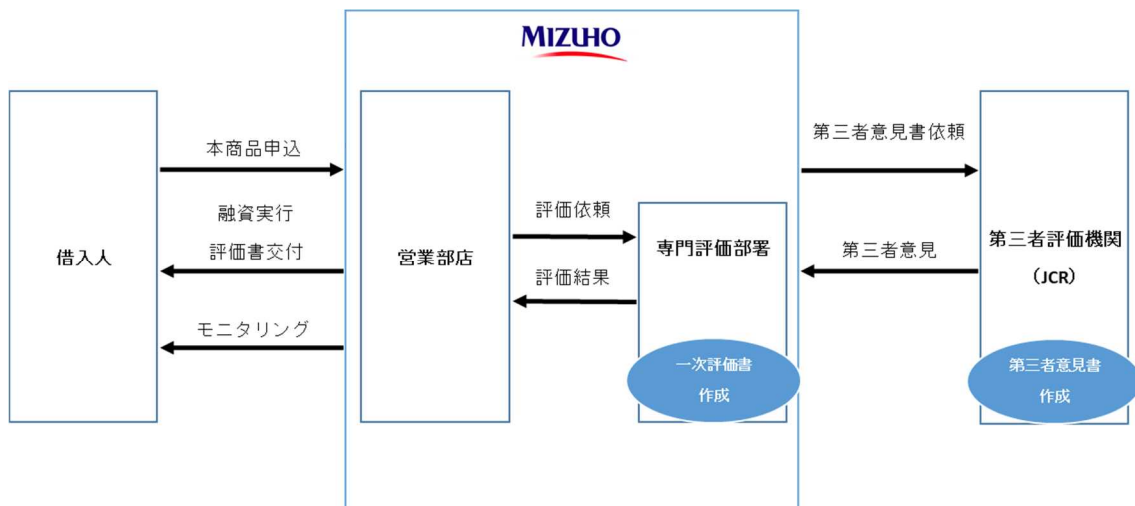
PIF 原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、みずほ銀行が PIF を実施するために適切な実施体制、プロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) みずほ銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下など。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出典：みずほ銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、みずほ銀行は社内規程を整備している。
- (3) みずほ銀行は、同行内部の専門部署が UNEP FI の定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に、分析方法および分析ツールを確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・達成するインパクト

本ファイナンスでは、みずほ銀行の作成した評価書の開示、本第三者意見の取得・開示により、透明性が確保されることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、みずほ銀行の専門部署が実現するインパクトに基づいて評価を行った。JCR は、適切に評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は当該基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては当該基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

当該基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である三津橋産業から貸付人であるみずほ銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
-

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、当該基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、UNEP FI の策定した PIF 原則に適合している。また、PIF TF がまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

丸安 洋史

丸安 洋史



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO

三津橋産業株式会社

～一次評価書～

2023年3月

MIZUHO みずほ銀行

<目次>

I. インパクト評価の基本的な考え方

- I-1. 準拠するガイドライン、考え方等について
- I-2. インパクト・カテゴリーの考え方
- I-3. Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO における考え方

II. インパクト特定

II-1. 企業概要

- II-1.1 概要
- II-1.2 企業理念
- II-1.3 事業内容、売上等概況
- II-1.4 慈善・ボランティア活動

II-2. 対象企業の包括的分析

- II-2.1 業種別インパクトの状況
- II-2.2 国別インパクトの状況
- II-2.3 対象企業特有のインパクトの状況

II-3. インパクトの特定

- II-3.1 ポジティブなインパクトの向上が期待できる事項
- II-3.2 ネガティブなインパクトの低減が期待できる事項

III. インパクトマネジメント体制

- III-1. マネジメント体制
- III-2. KPI 管理体制
- III-3. 環境社会管理体制
- III-4. 取引先との連携

IV. KPI 設定

V. モニタリング方法

I. インパクト評価の基本的な考え方

I-1 準拠するガイドライン、考え方等について

インパクトファイナンスはその具体的な取り組み促進のため、国際金融公社（IFC）、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）、インパクト・マネジメント・プロジェクト（IMP）、グローバルインパクト投資ネットワーク（GIIN）といった様々な国際イニシアティブによってその考え方やツールが開発、提供が開始されている。

「インパクトファイナンス」とは環境省の提示する「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」に従い、次の4つの要素を満たすものとする。

- ☞ 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面において重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- ☞ インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- ☞ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- ☞ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関・投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

本ファイナンスは、「インパクト包括型」により、評価対象となる投融資先企業によるポジティブインパクトの最大化やネガティブインパクトの緩和を包括的に実施することをめざしており、当該企業に関わる多様なインパクト領域を包括的に分析する UNEP FI「ポジティブ・インパクト金融原則」、「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」の考え方に基づいたものである。

I-2 インパクト・カテゴリーの考え方

インパクト領域の考え方は、SDGsの17ゴール及びUNEP FIが策定したインパクトレーダーの22のインパクト・カテゴリーを基礎とする。（インパクト・カテゴリー詳細については Appendix ご参照）

I-3 Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO における考え方

Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO では、業界共通の内容であり重要と判断される項目「業種がもたらすインパクト」を抽出し、次に「事業展開国で重要視されるインパクト」を抽出。最後に、「企業特有の要素がもたらすインパクト」を抽出し KPI を選定。

II. インパクト特定

II-1 企業概要

II-1.1 概要

企業名	三津橋産業 株式会社
設立年	1950 年
従業員数	85 名（2023 年 1 月現在）
売上高	約 40 億円（2022 年 3 月期）
本店所在地	北海道士別市西 1 条 21-471
国内外の 主要営業拠点	【工場】 本社 2 工場、音威子府工場、富良野工場、幌加内工場 【支店】 旭川支店、札幌支店、大阪支店 【営業所】 九州営業所 【その他】 幌加内サービスステーション
グループ会社 関連組合	【グループ会社】 株式会社サンキョウ重機、三津橋建設株式会社、南富良野木材産業株式会社、大成産業株式会社 【関連組合】 音威子府林産企業協同組合、道北ハウジングシステム協同組合
事業概要	原木の仕入販売、製材・木材チップの製造販売、素材生産・森林整備の請負、製材・単板の輸入、プレカット加工部材販売、プレカット CAD 設計、石油販売

II-1.2 企業理念

三津橋産業株式会社（以下、「同社」）は企業理念として「北海道の森を育て、守ります。」を掲げ、木を植え育て、収穫、加工して、販売まで一連のサイクルに関わっており、木が持つぬくもりや環境に優しい再生可能な資源であることを伝えるため、様々な取り組みを実施している。

II-1.3 事業内容、売上等概況

同社の事業は建材、家具を用途に販売される製材・プレカット事業、製紙原料、バイオマス燃料を用途に販売されるチップ事業、原木販売等のその他事業に大別される。セグメント別の売上高は表1の通りである。なお、売上はすべて日本国内である。

表1 セグメント別の業績推移（※）

売上高（百万円）	2020年度（21/3期）	2021年度（22/3期）
製材・プレカット事業	1,926	2,758
チップ事業	766	639
その他事業	509	610
合計	3,201	4,007

（出典）同社決算資料等

（※）同社単体ベース。インパクト特定はグループ会社、関連組合の事業も考慮したうえで実施。

主力事業である製材・プレカット事業に関して、近年のウッドショックにより木材需要が増大、価格も高騰。今後も世界的に住宅需要も堅調な推移が見込まれることから、当社が取り扱う道産材の引き合いが増加すると考えられる。

チップ事業に関しては、ペーパーレス化の進展に伴い、今後製紙用チップの需要減少が予想される。一方、バイオマス燃料としての需要は増加中であり、取引先からの増産要請もある等今後も増加が見込まれることから、チップ事業全体の売上は安定して推移するものと思われる。

その他同社単体で木材製品、原木販売、石油販売の他、グループ会社、関連組合で土木、建築、除雪事業、造林造材事業等を手掛ける。

II-1.4 慈善・ボランティア活動

同社は、持続可能な世界を実現するための国際的な目標であるSDGsの理念に沿って、数多くの社会貢献活動を行っている。

ドクターヘリ離着陸場を提供し、道北地域の救急医療体制の一翼を担う他、グループ会社より旭川赤十字病院に訪問介護用車両を2台寄贈し、地域医療の環境整備に大きく貢献している。

また不法投棄物の除去、歩道の草刈り等森林整備活動にボランティアとして参加する他、北海道内の植樹祭への参加等環境保全活動にも積極的に参加している。

他にも地域スポーツクラブへの協賛広告、道内の学校、官公庁からの工場見学受け入れ等を実施している。

【ドクターヘリ運航協力】



【日本赤十字社 車寄贈】



【森林整備活動】



【植樹祭参加】



(出典) 同社開示資料

II-2 対象企業の包括的分析

II-2.1 業種別インパクトの状況

同社の事業は、国際標準産業分類（ISIC：International Standard Industrial Classification of All Economic Activities）では、「製材業及び木材平削り業」、「単板（ベニア）シート及び木材を主たる材料とする板製造業」、「建築用木材及び建具製造業」として整理した。これらの事業分野についてインパクト分析ツールに基づき、ポジティブインパクトおよびネガティブインパクトを次頁表2に示す。

表2 業種別ポジティブインパクト・ネガティブインパクト

		ポジティブ	ネガティブ
入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食糧		
	住居	●	
	健康・衛生		
	教育		
	雇用	●	●
	エネルギー		
	移動手段		
	情報		
	文化・伝統		
	人格と人の安全保障		
	正義		
	強固な制度・平和・安全		
	質（物理的・化学的特性）と有効利用	水	
大気			●
土壌			
生物多様性と生態系サービス			
資源効率・安全性			●
気候			●
廃棄物			●
人と社会のための経済的価値創造	包摂的で健全な経済	●	
	経済収束		
その他			

II-2.2 国別インパクトの状況

(1) 所属国：日本

同社の販売、生産はすべて、調達もほぼすべてが日本国内である。Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO 評価フレームワークでは、UNEP FI インパクト分析ツールが設定しているインパクト分野ごとの国別のニーズをベースとして、みずほ銀行としてニーズのレベルが高いと判断したインパクト分野には重みづけをしている。具体的には、日本においては、「住居」、「雇用」、「エネルギー」、「移動手段」、「情報」、「文化・伝統」、「水（質）」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「包摂的で健全な経済」のニーズが高いという設定となっている。

(2) 所属国：その他

同社の調達のうち、一部は日本以外であるが、割合は1%未満と僅少であるため、分析対象外とした。

II-2.3 対象企業特有のインパクトの状況

同社の企業理念や事業内容を踏まえ、「生物多様性と生態系サービス」に係るポジティブ・インパクトを特定した。

II-3 インパクトの特定

II-3.1 ポジティブなインパクトの向上が期待できる事項

包括的分析の結果、UNEPFIにおける「入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質」の観点からは、「住居」、「雇用」が、「質（物理的・化学的特性）と有効利用」の観点からは、「生物多様性と生態系サービス」が、「人と社会のための経済的価値創造」の観点からは、「包摂的で健全な経済」がポジティブなインパクトとして想定される。

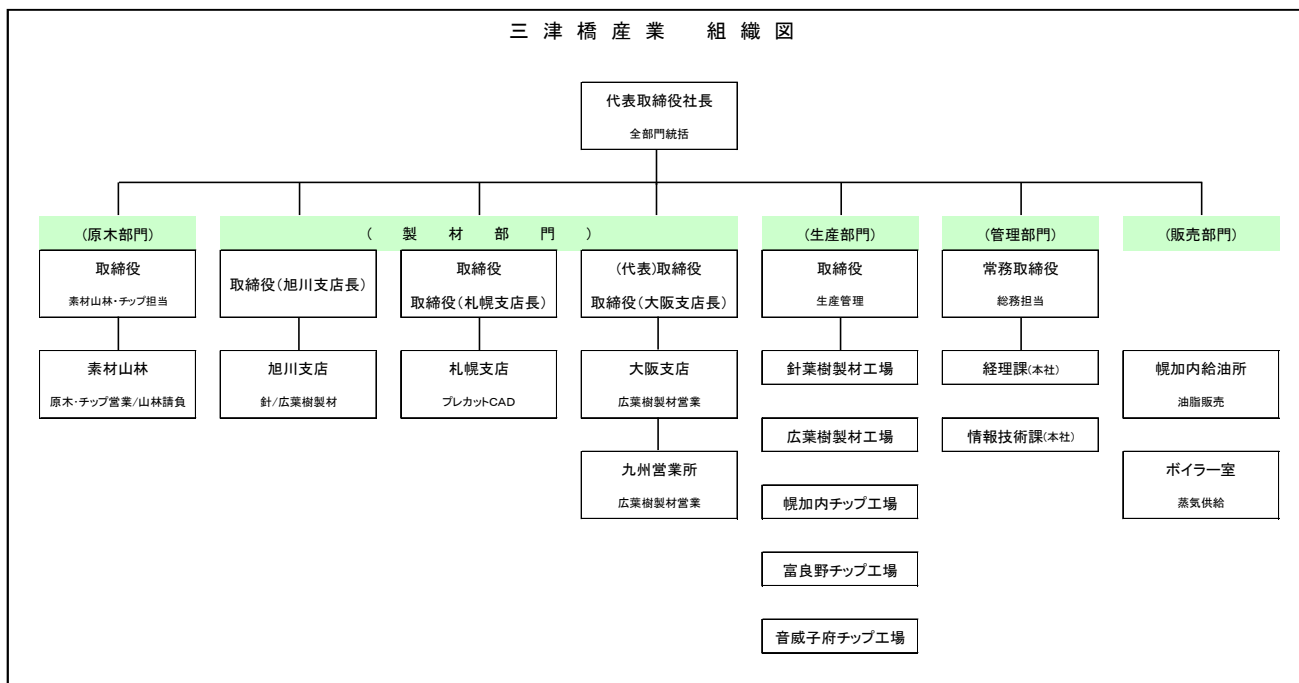
II-3.2 ネガティブなインパクトの低減が期待できる事項

包括的分析の結果、UNEPFIにおける「入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質」の観点からは、「雇用」がネガティブなインパクトとして想定される。

「質（物理的・化学的特性）と有効利用」の観点からは、「水」、「大気」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」がネガティブなインパクトとして想定される。

III. インパクトマネジメント体制

III-1 マネジメント体制



(出典) 同社開示資料より当行作成

同社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、三津橋央社長が陣頭指揮を執り、経理課佐藤英樹次長が中心となって、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動等を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトカテゴリーやSDGsとの関連性について検討を重ねた。

本ファイナンス実行後においても、三津橋社長を最高責任者とし、佐藤次長を管理責任者とした経理課を中心として、全社員が一丸となって、後述するKPIの達成に向けた活動を実施していく。

最高責任者	代表取締役社長 三津橋 央
管理責任者	経理課 次長 佐藤 英樹
管理担当部署	経理課

Ⅲ-2 KPI 管理体制

- ・必要に応じて管理指標を設定し、管理を実施。今後本ファイナンスを機に、特定したインパクト領域について目標を設定し、管理体制の高度化を推進。

評価水準	評価の定義
Level 4	特定したインパクト領域について、すべてインパクト指標が設定されている。長期ビジョンもある。
Level 3	特定したインパクト領域のいくつかについて、インパクト指標が設定されている。中期目標まで。
Level 2	インパクト領域として認識していないが、いくつか管理指標を持っている。
Level 1	管理指標を全く持っていない。

Ⅲ-3 環境社会管理体制

- ・現状、工場に「環境管理担当者」は未設置。バイオマスボイラー関連等工場に関する各種対応は経理課佐藤次長が対応。その他対応については、必要に応じて各部署の責任者が対応のうえ、最終的には社長がチェックしている。今後本ファイナンスを機に、KPI 管理体制の高度化と合わせた対応を検討。

評価水準	評価の定義
Level 5	環境マネジメントシステムを導入し、ISO を取得している。
Level 4	環境マネジメントシステムを導入し、PDCA を回している。
Level 3	工場の環境管理担当者を置いている。
Level 2	特に管理者を定めず、社長がすべてチェックしている。
Level 1	何も管理していない。

Ⅲ-4 取引先との連携

- ・同社の主要販売先は大手製紙会社のグループ会社等。各社の個別の取組状況については未確認であるが、グループ全体としての取組状況はウェブサイト上で確認。各グループとも GHG 排出量削減をはじめとした環境負荷の低減に関する課題に取り組んでおり、同社は木材チップの増産等各社のニーズに対応している。

評価水準	評価の定義
Level 4	取引先の環境社会リスク管理、長期目標達成への貢献をめざし、独自のリスク管理指標や目標設定をしている。



Level 3	取引先のリスク管理の一環で要請が来た場合に、都度対応している。
Level 2	取引先のリスク管理については特に知らないが、業界としてCO2削減や水質汚染防止など、取り組んでいる項目がある。
Level 1	取引先のリスク管理について全く関知していない。

IV. KPI 設定


同社は本ファイナンス期間において、以下の通り KPI を設定する。

なお、特定したネガティブインパクトのうち、KPI を設定しなかったものについては、以下記載の理由に基づく。

「水（質）」、「大気」に関しては、通常の事業活動による影響は想定されるものの、法令等に基づき適切な対応を行っており、不選定とした。

特定されたインパクト	KPI（グループ会社、関連組合を含む） 具体的な施策	SDGs
		17 の目標、169 のターゲット
包摂的で健全な経済 生物多様性と生態系 サービス (ポジティブ)	<p>【KPI】 「国産材の利用割合、現状水準（2022/3 期：99.98%）の維持」 国産材の利用促進は、林業従事者の増加、育成につながり、国内林業の活性化に直結。また地域の雇用を創出し、地域経済の振興にも貢献。業容が拡大する中でも利用割合を維持することは、国内林業存続の観点からも必要不可欠と同社は考えている。</p> <p>なお林業活性化に向け、以下の施策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植樹事業への積極的な参画、自社所有地も含めた道内の植樹活動により、持続可能な森林形成に貢献する。 ・地元の高校、林業教育に係る学校との連携強化により、職場見学の受け入れを拡大、次世代へ林業について学ぶ機会を増やす。 	 15-2
包摂的で健全な経済 (ポジティブ)	<p>【KPI】 「女性総合職の比率を 2031 年までに 50%とする」 業種柄、男性社員の比率は高く、2022 年 3 月期時点での女性総合職の比率は 29.41%に留まっている。林業従事者が減</p>	 5-5

特定された インパクト	KPI（グループ会社、関連組合を含む） 具体的な施策	SDGs
		17の目標、169の ターゲット
	<p>少している状況下、女性社員の活躍推進を重要な経営課題の1つとして位置づけている。</p> <p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用活動における積極的な情報発信、休暇取得制度および人事制度を見直し、女性総合職が活躍できる環境を整備する。 ・「女性管理職比率改善」も並行して推進することで、女性社員のモチベーション向上を促す。 	
雇用 (ネガティブ)	<p>【KPI】</p> <p>「労働災害発生件数0件」</p> <p>木材加工、森林整備、車両整備など危険を伴う作業がある労働環境下、従業員が高い安全意識を持ち、安全な職場環境を維持することは優先事項と捉えている。</p> <p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生大会を毎年開催し、全国の災害の事例、件数等をグループ会社を含めた全従業員に周知し、講師を招いた講習会を実施し、安全への意識を再確認する。 ・資格試験受験料補助による安全に関わる資格※取得支援および資格保有者の採用により、より安心して安全な職場環境の整備を図る。 <p>※はい作業主任者等</p>	 <p>8-8</p>
資源効率・安全性 気候 (ネガティブ)	<p>【KPI】</p> <p>「購入電力量を2031年までに、2022年対比10%削減 (売上高原単位目標)」</p> <p>「CO2排出量を2031年までに、2022年対比10%削減 (売上高原単位目標)」</p> <p>2003年より自社で生産したバイオマス燃料を利用する等、従来より使用電力量、CO2排出量削減への取り組みを先駆けて実施。2013年に246百万円を投じ、幌加内工場の設備、2019年に293百万円を投じ、音威子府工場の設備を更新。窓を多く設置し工場内の照度を高め、照明はLEDに切り替えることで、CO2排出量を削減。このように様々な取り組みを実施している中、さらに10%削減と意欲的な目標を掲げることは、気候変動リスクへの対応であり重要と考えている。</p>	 <p>7-2</p> <p>7-3</p>  <p>13-1</p>

特定された インパクト	KPI（グループ会社、関連組合を含む） 具体的な施策	SDGs
		17の目標、169の ターゲット
	<p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具や建材の材料となる木材の乾燥工程に、ボイラー施設で生産した蒸気を使用し、蒸気不足時に化石燃料を併用。バイオマスボイラーの設備更新に伴う性能向上により、化石燃料の利用割合をさらに減らす。 ・工場等の建て替え時に、照明については窓を多く設置し工場内の照度を高め、照明はLEDに切り替えることで、使用電力量の削減を図る。 ・生産設備の更新に際し、省エネ性能、生産効率を考慮した設備を導入することで、使用電力量の削減を図る。 	
廃棄物 (ネガティブ)	<p>【KPI】</p> <p>「廃棄物（廃材、木屑）発生量0を維持する」</p> <p>循環型社会の形成を標榜する同社において、業容が拡大する中でも発生量0を維持することは重要である。</p> <p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内に3カ所保有するチップ専用工場にて、製材に適さないサイズ木材をチップに加工し、製紙原料として利用する ・工場内で発生した副産物については集積し、バーク（樹皮）はバイオマスボイラーの燃料、端材はチップ、のこ屑は牛舎の敷料、菌床として再利用する。 ・なお木材加工機等同社およびグループ会社のすべての生産設備に関しては、定期的な保守点検、適切な管理により法定耐用年数を超える期間稼働しており、廃棄においても、リサイクル資源として有効に活用される観点で業者の選定を行っている。 ・また、建築現場で廃棄物が発生しないよう、現場で手加工が不要な製品（プレカット加工材等）の販売を推進する。 	 12-5

V. モニタリング方法

KPIとして設定した事項および重要と認められる事項について年に一度モニタリングを実施する。本 Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO においては2031年3月31日までの融資期間を予定している。融資期間中に目標年を迎えるKPIについては、継続する目標の設定状況についてもモニタリングを実施する。融資期間を超える目標年が設定されているKPIについては、目標達成に向けた進捗状況と最終弁済以降の対策についてモニタリングする。モニタリング方法は、公開された最

新資料およびヒアリングに基づき実施する。

以上

■本評価書に関する重要な説明

1. みずほ銀行は、ポジティブ・インパクトファイナンスを実施する三津橋産業から供与された情報と、みずほ銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
2. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクトファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

■本件に関するお問い合わせ先

コーポレートソリューション部 コーポレートファイナンス室
インパクト評価・業務チーム
sdgs.hyokasyoukai@mizuho-bk.co.jp

〈Appendix〉 インパクト・カテゴリーの考え方

表 1-1 インパクト・カテゴリーの詳細（入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質）

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	
水	個人用、家庭用、経済活動用として十分かつ安全で、許容され、手頃な価格の水へのアクセスが可能なこと。安全な水とは、人の健康を脅かす微生物、化学物質、放射性物質等を含まない水である。
食糧	十分に安全かつ栄養価の高い食品に、物理的、社会的、経済的にアクセス可能であり、なおかつ、これらの食品が、活動的で健康な生活のために必要な食糧や嗜好を満たしていること。
住居	適正、安全かつ手頃な価格の住居にアクセスできること。安全で、平和で、尊厳のある生活を送ることのできる場所であること。
保健・衛生	単に疾病又は病弱が存在しないことではなく、身体的、精神的及び社会的福祉の状態を享受できること。これには、質の高い基本的な保健サービスや、効果的で質が高くしかも手頃な価格の基本的な医薬品やワクチンを手に入れることができることが含まれる。また、衛生設備は、人々がプライバシーと尊厳を保障し、すべての人にとって清潔で健康的な生活環境を確保するための施設やサービスへのアクセスを確保することを意味する。
教育	質の高い教育と生涯学習の機会を包括的かつ公平な方法で利用できること。これは、すべての人々が初等教育を受けることができ、すなわち無償かつ義務教育、ならびに技術的、専門的、高等教育についても、全ての人に平等に機会が開かれていること。
雇用	生産的な完全雇用と、公正な所得、職場の安全性、家族のための社会保障が確保された働きがいのある人間らしい仕事への就業機会があり、個人の発展と社会的統合の展望、人々による懸念表明、生活や平等な機会や待遇に影響を与える意思決定を組織し参加する自由を含んでいる。
エネルギー	近代的エネルギーへのアクセスには次のようなものが含まれる。最低水準の電気とより安全で持続可能な調理・暖房システムにアクセスのある世帯。生産的な経済活動を可能にするエネルギーへのアクセス。保健施設、学校、街灯などの公共サービスにおける近代的エネルギーへのアクセス。
移動手段 (モビリティ)	安全で、手頃で、包摂的で、効率的で、持続可能な移動手段と交通システム及びインフラに住民がアクセスできる。
情報	国境などにかかわらず、あらゆるメディアを通じて、人々が情報やアイデアにアクセスできること。これには、情報通信技術への普遍的かつ手頃なアクセスが含まれる。
文化・伝統	芸術鑑賞や科学の進歩の恩恵を分かち合うなど文化的な生活を享受できること。これには、あらゆる形態の文化遺産の保護と促進が含まれる。有形・無形、文化的・自然的、可動的かつ不動的。
人格と人の安全保障	身体的かつ精神的な苦痛、拷問や残酷、非人間的または墮落した扱いや処罰、重労働や強制労働から自由であること。これには、データセキュリティ、データ上のプライバシー保護も含んでいる。
正義・公正	公平で包括的な方法で司法にアクセスできること。
強固な制度 平和安全	効果的で、説明責任があり、包摂的な制度を享受すること。これらは、法の支配の拡大と、全般的な政治的・経済的安定を支援するものである。あらゆる形態での腐敗及び賄賂、不正な金融及び武器の流出、あらゆる形態の組織犯罪及び法の支配への干渉からの保護、及び盗難資産の回収と返還。

（出典）UNEP FINANCE INITIATIVE (2018), 「インパクトレーダー 包括的なインパクト分析のためのツール ポジティブ・インパクト金融実施ガイド」

表 1-2 インパクト・カテゴリーの詳細（質（物理的・化学的特性）と有効利用）

質（物理的・化学的特性）と有効利用	
水	水質は、水の物理的、化学的、生物的、及び味に関連する特性及び表層水と地下水の量として理解される。
大気	人の健康や福祉を妨げたり、その他の有害な環境影響を引き起こす汚染物質や汚染物質が適切に分散しておらずそれらにさらされたときの周囲（屋外）の大気及び家庭（屋内）の空気の品質。
土壌	食糧生産の観点から、生物多様性プールとして、またガス、水、栄養素の制御システムとして、土壌の組成及びそれによる生態系サービスの提供機能。こうした機能と土壌の安定性を阻害する可能性のある汚染物質や要因へのエクスポージャー。
生物多様性と生態系サービス	陸上、海洋、水生の生態系とその一部となっている生態系などを含むさまざまな生命体。種内、種と生態系の多様性が含まれる。
資源効率・安全性	生産及び消費のために自然を利用する過程で、限られた非再生可能な天然資源（搾取後は再生できない）と再生可能天然資源（成長の自然なプロセスによって以前の貯蔵レベルに戻ることができる）の効率的な利用資源の安全保障と捉えることもできる。
気候	地球の大気の構成と温室効果ガス（GHG）の排出による大気へのエクスポージャーは、気候変動の直接的要因である。
廃棄物	生産・回収・運搬・処理・廃棄物処理の管理・監視・規制、工程内修正・再利用・リサイクルによる廃棄物生産防止などの廃棄物管理能力。これには廃棄物削減も含まれる。

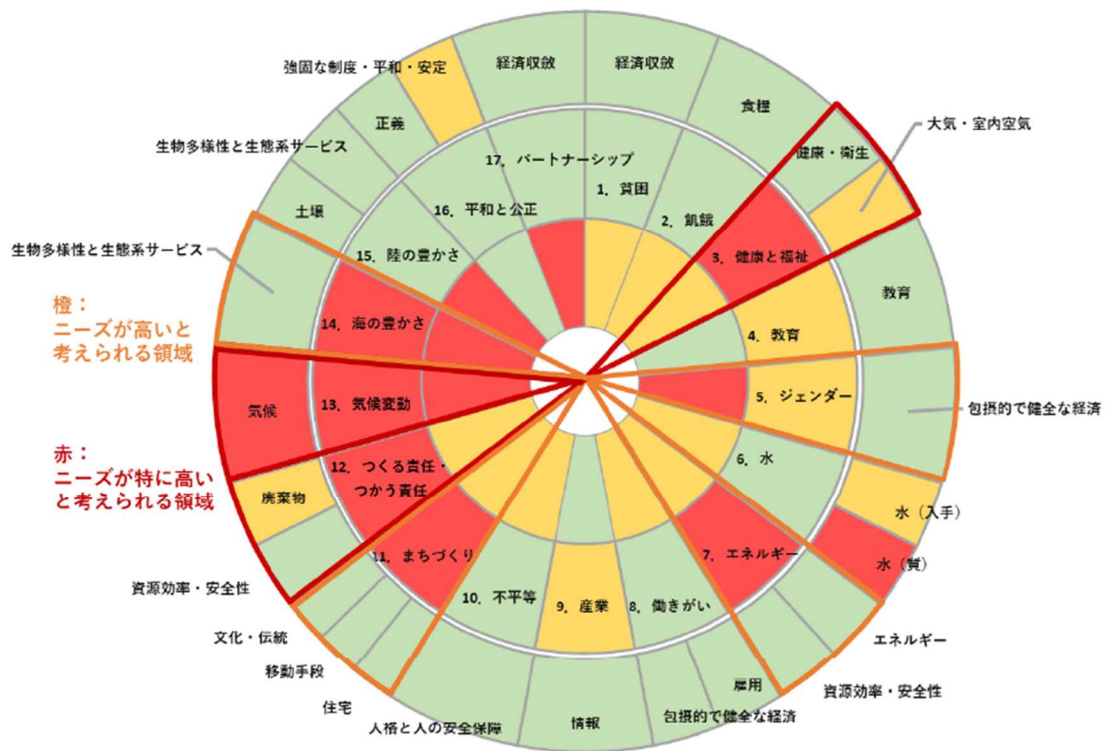
（出典）UNEP FINANCE INITIATIVE (2018), 「インパクトレーダー 包括的なインパクト分析のためのツール ポジティブ・インパクト金融実施ガイド」

表 1-3 インパクト・カテゴリーの詳細

（環境の成約内で人間のニーズを満たす手段としての人と社会の経済的価値創造）

環境の成約内で人間のニーズを満たす手段としての人と社会の経済的価値創造	
包摂的で健全な経済	社会・経済に付加価値をもたらす持続可能で多様かつ革新的な市場の開発・創出。これには、不十分な社会的集団が労働市場、財務及び起業家精神に、そしてより一般的には経済的機会に完全かつ公正にアクセスできることが含まれる。また、個人のための安価で効果的かつ安全な金融サービスへのアクセスも含まれるが、それに限定されない。また、小規模・中規模企業だけでなく、個人のための手頃な価格で効果的かつ安全な金融サービスも含まれる。
経済収束	一人当たり平均所得水準の不平等を軽減できるような国の能力。

（出典）UNEP FINANCE INITIATIVE (2018), 「インパクトレーダー 包括的なインパクト分析のためのツール ポジティブ・インパクト金融実施ガイド」



(出典) 「インパクトファイナンスの基本的考え方」